### 「働き方改革」の取り組みを進めるため

# 訪問支援を利用してみませんか?

#### **労働基準監督署の職員**が、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ※ 労働基準監督署の職員が事業場を訪問して、事業場が抱える問題や疑問に、 法律的な観点から助言や解決策の提案を行います。
- ※ 事業場の訪問が難しい場合は、監督署においでいただいても構いません。
- ※ 普段、労働基準監督署が行う法違反等の是正・指導を目的とする調査・監督 ではありませんので、帳簿等を示していただく必要はありません。

残業時間を減らしたいけど、 どうしたらいい? 会社の労働時間制度を見直したい。 どのような制度があるの?

36協定の書き方を知りたい。

36協定の様式はどれを使えばいいの?

この機会に就業規則を 見直したい…



年次有給休暇の年5日の 取得は、何に注意すると いい?

割増賃金の計算方法がわからない…

テレワークや副業を導入したい。 何に注意するの?

#### このようにお悩みではないですか?

訪問支援をご利用される方は、裏面の申込書にご記入のうえ、 郵送又はメールでお申込みください。折り返しご連絡します。 また、電話での受付も行っておりますので、お気軽にお電話 ください。





厚生労働省・北海道労働局・留萌労働基準監督署

## 訪問支援 申込書

〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎1階 留萌労働基準監督署 TEL: 0164-42-0463 メール: rumoirouki@mhlw.go.jp

下記内容をご記入のうえ、留萌労働基準監督署へ郵送又はメールにより申込み願います。

申込後、署の担当職員より、訪問する日程を調整させていただきます。また、電話受付も行っておりますが、その場合は、直接、監督署までご連絡ください。

この申込書は、北海道労働局のホームページ内の「留萌労働基準監督署のお知らせ」に掲載されています。希望される場合は、「留萌労働基準監督署のお知らせ」で検索してください。

事業場名	名称			
	所在地	〒 - (TEL:	)	
	代表者名		担当者名	
	資本金 (任意)		労働者数	人
訪問希望日 ※□に <b>√</b> を入れて ください		□ 希望なし □ 希望あり(次のとおり) ( ) ※日程調整後に確定になります		

(ご注意) 郵送等の申し込みだけでは確定になりません。担当者との調整後に確定となります。

#### 【ご相談内容】

- ※相談を希望する項目に○をつけて下さい。(複数選択可)
- 1 改正労働基準法に関する内容
- 2 時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)の締結に関すること
- 3 各種変形労働時間制の採用や労働時間制度全般に関すること
- 4 長時間労働削減に関する好事例
- 5 最低賃金や割増賃金等の計算に関すること
- 6 年次有給休暇の年5日以上の取得について
- 7 就業規則の見直し、テレワーク、兼業・副業の導入について
- 8 その他( )